専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和2年6月1日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和2年3月31日 専決

羽曳野市長 北川嗣雄

記

処 分 事 項

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の制定

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例

令和2年3月31日 羽曳野市条例第18号

(羽曳野市税条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第28条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条 第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第28条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第44条第2項中「租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項」を「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第 60 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第60条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「都道府県等が」を「、都道府県等が」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第 343条第 5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合

において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用 者に通知しなければならない。

第 63 条第 9 項及び第 10 項中「第 349 条の 3 第 12 項」を「第 349 条の 3 第 11 項」に改める。

第 63 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第78条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

- 第78条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び 次条において同じ。)は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過し た日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、 住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
 - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充 課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個 人の住所及び氏名
 - (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第79条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者 が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 96 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項(法第 469 条第 1

項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第96条第1項中「第94条第2項」を「第94条第3項」に改める。

附則第4条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改め、同条第2項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改める。

附則第7条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第7条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附 則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項 とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則 第 15 条第 26 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 30 項第1号 | を「附則第15条第27項第1号 | に改め、同項を同条第6項とし、同条第 8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項 を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第 27 項第 3 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 31 項 第 1 号」を「附則第 15 条第 28 項第 1 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 31 項第 2 号」を「附則第 15 条第 28 項第 2 号」に改め、同項を 同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条 第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号口」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号口」に改め、同項を同条第 12 項と し、同条第 14 項を削り、同条第 15 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号二」を「附則第 15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15 条第 33 項第 1 号ホ | を「附則第 15 条第 30 項第 1 号二 | に改め、同項を同条第 14 項 とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号 ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次 に次の1項を加える。

17 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村

の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第7条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 附則第 7 条の 2 第 27 項を同条第 26 項とする。

附則第7条の4の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7条の5の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条の6見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第7条の7中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7条の8の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第7条の10中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に 改める。

附則第8条の4第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第 12 条第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附則第 17条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第 18 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 19 条第 2 項及び第 3 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(令和元年羽曳野市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、羽曳野市税条例第14条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第2条中「令和2年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第4条中「令和元年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の羽曳野市税条例 (以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の 年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、 なお従前の例による。

- 2 新条例第 28 条の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項 に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第 28条の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第 203条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第 28条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第 60 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適 用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 60 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適 用する。
- 4 新条例第78条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第 15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税 については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第 15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、な お従前の例による。
 - (羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 第 4 条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 19 号)の 一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項第 3 号中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

第 5 条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年羽曳野市条例第 31 号)の 一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。 附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(羽曳野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 羽曳野市税条例の一部を改正する条例(平成29年羽曳野市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。 附則第 2 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成30年羽曳野市条例第24号)の 一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中

「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中 「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「34年新条例」に改める。

第8条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成31年羽曳野市条例第16号)の 一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に、「附則第4項」を「附則第2条第4項」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

新

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申</u> 告書)

- 第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 省略
 - (2) 省略

(3) 省略

2~5 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u> 親族申告書)

- 第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定 により同項に規定する申告書を提出しなければ ならない者又は法の施行地において同項に規定 する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定 の適用を受けるものを除く。以下この項におい て「公的年金等」という。)の支払を受ける者 であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除 く。)を有する者(以下この条において「公的年 金等受給者」という。)で市内に住所を有する ものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所 得税法第203条の6第1項に規定する公的年金 等の支払者(以下この条において「公的年金等 支払者」という。)から毎年最初に公的年金等 の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した 申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、 市長に提出しなければならない。
 - (1) (2) 省略

 \Box

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等</u> 申告書)

- 第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 省略
 - (2) 省略
 - (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当 する場合には、その旨
 - (4) 省略

2~5 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u> 親族等申告書)

- 第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定 により同項に規定する申告書を提出しなければ ならない者又は法の施行地において同項に規定 する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定 の適用を受けるものを除く。以下この項におい て「公的年金等」という。)の支払を受ける者 であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除 く。)を有する者若しくは単身児童扶養者であ る者(以下この条において「公的年金等受給 者」という。)で市内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第 203条の6第1項に規定する公的年金等の支払 者(以下この条において「公的年金等支払者」 という。)から毎年最初に公的年金等の支払を 受ける日の前日までに、施行規則で定めるとこ ろにより、次に掲げる事項を記載した申告書 を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に 提出しなければならない。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(3) 省略

2~5 省略

第29条~第43条の6 省略 (法人の市民税の申告納付)

第44条 1 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは 事業所を有する法人(以下この条において「内 国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定 の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び施行令第 48 条の 12 の 2 に規定するとこ ろにより、控除すべき額を前項の規定により申 告納付すべき法人税割額から控除する。

3~17 省略

第 45 条~第 59 条 省略

第2節 固定資産税

(固定資産税の納税義務者等)

第60条 1 省略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋について は、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋 補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関 する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項 の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の 規定により共有部分とされた附属の建物を含 む。)については、当該家屋に係る同法第2条 第 2 項の区分所有者(以下「区分所有者」とい う。)とする。以下固定資産税について同様と する。)として登記又は登録がされている者を いう。この場合において、所有者として登記又 は登録がされている個人が賦課期日前に死亡し ているとき若しくは所有者として登記又は登録 がされている法人が同日前に消滅しているとき は、同日において当該土地又は家屋を現に所有 している者をいう。

3 省略

- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火 災その他の事由<u>により</u>不明である場合<u>には</u>、そ の使用者を所有者とみなして、固定資産課税台 帳に登録し、その者に固定資産税を<u>課すること</u> ができる。<u>この場合において、市は、当該登録</u> をしようとするときは、あらかじめ、その旨を 当該使用者に通知しなければならない。
- 5 法第343条第5項に規定する探索を行つても

(4) 省略

2~5 省略

第29条~第43条の6 省略 (法人の市民税の申告納付)

第44条 1 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは 事業所を有する法人(以下この条において「内 国法人」という。)が、租税特別措置法第66条 の7第4項及び第10項又は第68条の91第4 項及び第10項の規定の適用を受ける場合に は、法第321条の8第24項及び施行令第48条 の12の2に規定するところにより、控除すべ き額を前項の規定により申告納付すべき法人税 割額から控除する。

3~17 省略

第 45 条~第 59 条 省略

第2節 固定資産税

(固定資産税の納税義務者等)

第60条 1 省略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋について は、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋 補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関 する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項 の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の 規定により共有部分とされた附属の建物を含 む。)については、当該家屋に係る同法第2条 第 2 項の区分所有者(以下「区分所有者」とい う。)とする。以下固定資産税について同様と する。)として登記又は登録されている者をい う。この場合において、所有者として登記又は 登録されている個人が賦課期日前に死亡してい るとき若しくは所有者として登記又は登録され ている法人が同日前に消滅しているときは、同 日において当該土地又は家屋を現に所有してい る者をいう。

3 省略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火 災その他の事由<u>によつて</u>不明である場合<u>におい</u> ては、その使用者を所有者とみなして、<u>これを</u> 固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産 税を課する。 なお固定資産の所有者の存在が不明である場合 (前項に規定する場合を除く。)には、その使用 者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登 録し、その者に固定資産税を課することができ る。この場合において、市は、当該登録をしよ うとするときは、あらかじめ、その旨を当該使 用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)によ る土地区画整理事業(農住組合法(昭和 55 年法 律第86号)第8条第1項の規定により土地区画 整理法の規定が適用される農住組合法第7条第 1項第1号の事業及び密集市街地における防災 街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律 第49号)第46条第1項の規定により土地区画 整理法の規定が適用される密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1 項第1号の事業並びに大都市地域における住宅 及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事 業を含む。以下この項において同じ。)又は土 地改良法(昭和24年法律第195号)による土地 改良事業の施行に係る土地については、法令若 しくは規約等の定めるところにより仮換地、一 時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益す ることができる土地(以下この項において「仮 換地等」と総称する。)の指定があつた場合又 は土地区画整理法による土地区画整理事業の施 行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1 項及び密集市街地における防災街区の整備の促 進に関する法律第46条第1項において適用す る場合並びに大都市地域における住宅及び住宅 地の供給の促進に関する特別措置法第83条に おいて準用する場合を含む。)の規定により管 理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用す るもの(以下この項において「仮使用地」とい う。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使 用地について使用し、又は収益することができ ることとなった日から換地処分の公告がある日 又は換地計画の認可の公告がある日までの間 は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応す る従前の土地について登記簿又は土地補充課税 台帳に所有者として登記又は登録がされている 者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理 法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)によ る土地区画整理事業(農住組合法(昭和 55 年法 律第86号)第8条第1項の規定により土地区画 整理法の規定が適用される農住組合法第7条第 1項第1号の事業及び密集市街地における防災 街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律 第49号)第46条第1項の規定により土地区画 整理法の規定が適用される密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1 項第1号の事業並びに大都市地域における住宅 及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事 業を含む。以下この項において同じ。)又は土 地改良法(昭和24年法律第195号)による土地 改良事業の施行に係る土地については、法令若 しくは規約等の定めるところによつて仮換地、 一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益 することができる土地(以下この項において 「仮換地等」と総称する。) の指定があつた場 合又は土地区画整理法による土地区画整理事業 の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条 第1項及び密集市街地における防災街区の整備 の促進に関する法律第46条第1項において適 用する場合並びに大都市地域における住宅及び 住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83 条において準用する場合を含む。)の規定によ つて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に 使用するもの(以下この項において「仮使用 地」という。)がある場合においては、当該仮 換地等又は仮使用地について使用し、又は収益 することができることとなった日から換地処分 の公告がある日又は換地計画の認可の公告があ る日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換 地等に対応する従前の土地について登記簿又は 土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録 されている者をもつて、仮使用地にあつては土 地区画整理法による土地区画整理事業の施行者

用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等 又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、 換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可 の公告があつた日から換地又は保留地を取得し た者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有 者として登記される日までの間は、当該換地又 は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保 留地に係る同項の所有者と<u>みなすことができ</u> <u>る</u>。

- 7 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 23 条第1項の規定により使用する埋立地若しくは 干拓地(以下この項において「埋立地等」とい う。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成 する埋立地等(同法第42条第2項の規定による 竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項にお いて同じ。)で工作物を設置し、その他土地を 使用する場合と同様の状態で使用されているも の(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用 されているものを除く。)については、これら の埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋 立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、こ れらの組合、財産区及び合併特別区(以下この 項において「都道府県等」という。)以外の者 が同法第23条第1項の規定により使用する埋 立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者 をもつて当該埋立地等を使用する者をもつて当 該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都 道府県等が同条第1項の規定により使用し、又 は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立 地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立 地等を都道府県等又は国以外の者に使用させて いる場合に限り、当該埋立地等を使用する者 (土地改良法第87条の2第1項の規定により国 又は都道府県が行う同項第1号の事業により造 成された埋立地等を使用する者で施行令第 49 条の3に規定するものを除く。)をもつて当該 埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことが
- 8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則<u>第10条の2の15</u>で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以

- 以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者と<u>みなす</u>。
- 6 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号) 第 23 条第1項の規定によつて使用する埋立地若しく は干拓地(以下この項において「埋立地等」と いう。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて 造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定に よる竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項 において同じ。)で工作物を設置し、その他土 地を使用する場合と同様の状態で使用されてい るもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して 使用されているものを除く。)については、こ れらの埋立地等をもつて土地とみなし、これら の埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別 区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以 下この項において「都道府県等」という。)以 外の者が同法第23条第1項の規定によつて使 用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使 用する者をもつて当該埋立地等を使用する者を もつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみ なし都道府県等が同条第1項の規定によつて使 用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造 成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国 が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に 使用させている場合に限り、当該埋立地等を使 用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定 により国又は都道府県が行う同項第1号の事業 により造成された埋立地等を使用する者で施行 令<u>第49条の2</u>に規定するものを除く。)をもつ て当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみな
- 7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以

下この項において「特定附帯設備」という。) については、当該取り付けた者の事業の用に供 することができる資産である場合に限り、当該 取り付けた者をもつて第 1 項の所有者とみな し、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分 は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課す る。

第61条・第62条 省略 (固定資産税の課税標準)

第63条 1~8 省略

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第78条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法<u>第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 2 項 に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項 において同じ。)に対して課する固定資産税の 課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び前項並 びに法第 349 条の 3 第 11 項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とする。 (法<u>第 349 条の 3 第 27 項</u>等の条例で定める割合)
- 第63条の2 法<u>第349条の3第27項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 2 法<u>第349条の3第28項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法<u>第349条の3第29項</u>に規定する市長村の条 例で定める割合は2分の1とする。
- 第 64 条~第 78 条の 2 省略 (現所有者の申告)
- 第78条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又 は名称、次号に規定する個人との関係及び個 人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号 を有しない者にあつては、住所、氏名又は名

下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第 61 条・第 62 条 省略 (固定資産税の課税標準)

第63条 1~8 省略

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第78条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法<u>第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項 に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項 において同じ。)に対して課する固定資産税の 課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並 びに法第349条の3第12項の規定にかかわら ず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課 税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (法<u>第349条の3第28項</u>等の条例で定める割 合)
- 第63条の2 法<u>第349条の3第28項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 2 法<u>第349条の3第29項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法<u>第349条の3第30項</u>に規定する市長村の条 例で定める割合は2分の1とする。
- 第64条~第78条の2 省略

称及び同号に規定する個人との関係)

- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は 土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳 に登記又は登録がされている個人が死亡して いる場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第79条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第78条<u>若しくは</u>法第383条の規定<u>により、又は現所有者が前条の規定により</u>申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合<u>には</u>、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 • 3 省略

第80条~第93条の2 省略 (たばこ税の課税免除)

第94条 1 省略

- 2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係 る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等 が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造 たばこの売渡し又は消費等について、第96条 第1項又は第2項の規定による申告書に前項 (法第469条第1項第1号又は第2号に係る部 分に限る。)の適用を受けようとする製造たば こに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則 第16条の2の3第1項に規定する書類を保存 している場合に限り、適用する。
- 3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に 係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等 が市長に施行規則<u>第16条の2の3第2項</u>に規 定する書類を<u>提出している場合に限り、適用する</u>。

4 省略

第95条 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第 96 条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 94 条第 1 項の規定により免除を受けよ

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第79条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第78条<u>又は</u>法第383条の規定<u>によつて</u>申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合<u>に</u>おいては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2・3 省略

第80条~第93条の2 省略 (たばこ税の課税免除)

第94条 1 省略

- 2 <u>前項</u>の規定は、卸売販売業者等が市長に施行 規則<u>第16条の2の3</u>に規定する書類を<u>提出し</u> ない場合には、適用しない。
- 3 省略

第95条 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第 96 条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 94 条第 1 項の規定により免除を受けよ

うとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第94条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~5 省略

第97条~第104条 省略

附則

第1条~第3条 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の 医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第5条~第5条の3 省略

第5条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

うとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第94条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~5 省略

第97条~第114条 省略

附則

第1条~第3条 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の 医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第5条~第5条の3 省略

第5条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 及び第24条の2第1項の規定の適用について は、第24条中「前2条」とあるのは「前2条 並びに附則第5条の3の2第1項 と、第24 条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条 並びに附則第5条の3の2第1項」とする。
- 第5条の4~第6条の2 省略 (読替規定)
- 第7条 法附則第15条から第15条の3の2まで の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限 り、第63条第8項中「又は第349条の3の4 から第349条の5まで」とあるのは、「若しく は第349条の3の4から第349条の5まで又は 附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とす

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第7条の2 1 省略

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村 の条例で定める割合は4分の3とする。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 法附則第 15 条第 26 項に規定する市町村の条 例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法<u>附則第 15 条第 27 項第 1 号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町 村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町 村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第 15 条第 28 項第 1 号に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 10 法<u>附則第15条第28項第2号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第30項第1号口に規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は3分の2とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第24条 2 第1項の規定の適用がある場合における第24 条及び第24条の2第1項の規定の適用につい ては、第24条中「前2条」とあるのは「前2 条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第24 条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条 並びに附則第5条の3の2第1項」とする。
 - 第5条の4~第6条の2 省略 (読替規定)
 - 第7条 法附則第15条から第15条の3の2まで の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限 り、第63条第8項中「又は第349条の3の4 から第349条の5まで」とあるのは、「若しく は第349条の3の4から第349条の5まで又は 法附則第15条から第15条の3の2まで」とす

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第7条の2 1 省略

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村 の条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村 の条例で定める割合は4分の3とする。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条 例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第 15 条第 30 項第 1 号に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第 15 条第 30 項第 2 号に規定する市町 村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第 15 条第 30 項第 3 号に規定する市町 村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第31項第1号に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第31項第2号に規定する市町 村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は3分の2とする。
- 14 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ハに規定する設 備について同号に規定する市町村の条例で定め

- 13 法<u>附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 14 法<u>附則第15条第30項第1号二</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法<u>附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法<u>附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 18 法<u>附則第 15 条第 30 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 19 法<u>附則第 15 条第 30 項第 3 号口</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 20 法<u>附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- <u>21</u> 法<u>附則第 15 条第 34 項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 22 法<u>附則第 15 条第 38 項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 23 法<u>附則第 15 条第 39 項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- <u>24</u> 法<u>附則第 15 条第 41 項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は零とする。
- 25 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条 例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 26 省略
- 第7条の3 省略

(土地に対して課する平成30年度から<u>令和2年</u>度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条の4 省略

(令和元年度又は令和 2 年度における土地の価

る割合は3分の2とする。

- 15 法<u>附則第 15 条第 33 項第 1 号二</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 16 法<u>附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 17 法<u>附則第 15 条第 33 項第 2 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 18 法<u>附則第 15 条第 33 項第 2 号口</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 19 法<u>附</u>則第 15 条第 33 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 20 法<u>附</u>則第 15 条第 33 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 21 法<u>附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- <u>22</u> 法<u>附則第 15 条第 38 項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 23 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条 例で定める割合は 5 分の 4 とする。
- 24 法<u>附則第 15 条第 44 項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- <u>25</u> 法<u>附則第 15 条第 45 項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- <u>26</u> 法<u>附則第 15 条第 47 項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は零とする。

27 省略

第7条の3 省略

(土地に対して課する平成 30 年度から<u>平成 32</u> 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関す る用語の意義)

第7条の4 省略

(平成31年度又は平成32年度における土地の

格の特例)

- 第7条の5 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、今和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年</u>度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2</u>年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第7条の6 宅地等に係る平成30年度から令和2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該 宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当 該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年 度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3の2の規定の適用 を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条 に定める率を乗じて得た額。以下この条におい て同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算 した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし た場合における固定資産税額(以下「宅地等調 整固定資産税額」という。)を超える場合に

価格の特例)

- 第7条の5 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>平成 31</u> <u>年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であつて、平成 32 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 63 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32</u>年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第7条の6 宅地等に係る平成30年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額 が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係 る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該 宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3の2の規定 の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格 に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条 において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額 を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3又は法附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき 額とした場合における固定資産税額(以下「宅 地等調整固定資産税額」という。)を超える場 は、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 <u>又は</u>附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から合和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする

- 合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3 又は附則第 15条から第 15条の3までの規定を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。
- 第7条の7 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年</u>度までの各年度分の固定資産税の特例)

第7条の8 農地に係る平成30年度から令和2年 度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農 地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農 地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度 分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3又 は附則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける農地であるときは、当該課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げ る負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額(以下「農地 調整固定資産税額」という。)を超える場合に は、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第7条の9 省略

第7条の10 市街化区域農地に係る平成30年度 から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の 額は、前条の規定により算定した当該市街化区 域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度 から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。
- 第7条の7 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。) 附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成 30 年度から<u>平成 32</u> 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第7条の8 農地に係る平成30年度から平成32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年 度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3 又は法附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける農地であるときは、当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に 掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲 げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下 「農地調整固定資産税額」という。)を超える 場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第7条の9 省略

第7条の10 市街化区域農地に係る平成30年度 から平成32年度までの各年度分の固定資産税 の額は、前条の規定により算定した当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に 係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当 該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に 100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市 街化区域農地が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3<u>又は</u>附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地 であるときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下 「市街化区域農地調整固定資産税額」とい う。)を超える場合には、当該市街化区域農地 調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

第8条~第8条の3 省略

(特別土地保有税の課税の特例)

第8条の4 附則第7条の6第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条の4第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から全和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条第1号及び第110条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条の6第1項から第5項まで

当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする

第8条~第8条の3 省略

(特別土地保有税の課税の特例)

第8条の4 附則第7条の6第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条の4第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2<u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条第1号及び第110条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条の6第1項から第5項ま

に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価 土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3</u> 年3月31日までの間にされたものに対して課 する特別土地保有税については、第106条第2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価 格」とあるのは「不動産取得税の課税標準とな るべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の 適用がないものとした場合における課税標準と なるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得 た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規 定する価格」とあるのは「施行令第54条の38 第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1 項の規定の適用がないものとした場合における 価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」と する。

3~5 省略

第8条の5~第11条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第12条 昭和63年度から令和5年度までの各年 度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務 者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の 基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1 項に規定する土地等をいう。以下この条におい て同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。 以下この条において同じ。)をした場合におい て、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法 附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地 等のための譲渡をいう。)に該当するときにお ける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規 定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項におい て同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対し て課する市民税の所得割の額は、前条第1項の 規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額 とする。

(1) • (2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のた

でに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価 土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成</u> 33年3月31日までの間にされたものに対して 課する特別土地保有税については、第106条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価 格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の 適用がないものとした場合における課税標準と なるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得 た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規 定する価格」とあるのは「施行令第54条の38 第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1 項の規定の適用がないものとした場合における 価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」と する。

3~5 省略

第8条の5~第11条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 12 条 昭和 63 年度から平成 32 年度までの各 年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義 務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得 の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条にお いて同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をい う。以下この条において同じ。)をした場合に おいて、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡 (法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅 地等のための譲渡をいう。)に該当するときに おける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の 規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項にお いて同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対 して課する市民税の所得割の額は、前条第1項 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する 額とする。

(1) • (2) 省略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から<u>平成 32 年度</u> までの各年度分の個人市民税に限り、所得割の 納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲 渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合に おいて、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地の めの譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する 確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。 以下この項において同じ。)に該当するときに おける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課 税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所 得割について準用する。この場合において、当 該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該 当することとなるときは、当該譲渡は確定優良 住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたもの とみなす。

3 省略

第13条~第16条 省略

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2</u>年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 第17条 宅地等に係る平成30年度から令和2年 度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅 地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該 宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度 分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる べき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画 税について法第702条の3の規定の適用を受け る宅地等であるときは、当該価格に同条に定め る率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の 3(第18項を除く。) 又は附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける宅地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場合 における都市計画税額(以下「宅地等調整都市 計画税額」という。)を超える場合には、当該 宅地等調整都市計画税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(<u>第 18 項</u>を除く。) <u>又は</u>附則第 15 条から第 15 条の 3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

ための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省略

第13条~第16条 省略

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32</u>年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 第 17 条 宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当 該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年 度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計 画税について法第702条の3の規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定 める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分 の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第349条 の 3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額(以下「宅地等調 整都市計画税額」という。)を超える場合に は、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から合和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(<u>第18項</u>を除く。) <u>又は</u>附則第 15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に

- 得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第19項を除く。)又は法附則第15 条から第15 条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる べき額とした場合における都市計画税額(以下 「商業地等調整都市計画税額」という。)とす る。

- 第17条の2 平成30年改正法附則第22条第1項 の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u> までの各年度分の都市計画税については、法附 則第25条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年</u> 度までの各年度分の都市計画税の特例)
- 第18条 農地に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地 に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地 に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分 の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3(第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるとき は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次 の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同 表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市計画 税額(以下「農地調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市計画税額 とする。

省略

(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以 降の各年度分の都市計画税の特例)

第19条 1 省略

2 市街化区域農地に係る平成 30 年度から<u>令和 2</u> <u>年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、前項 の規定により羽曳野市税条例附則第7条の9の 規定の例により算定した当該市街化区域農地に 係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化 区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年 度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化 区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき価格の3分の2の額に100分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区 域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(<u>第18項</u>を除く。)<u>又は</u>附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける市 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

- 第17条の2 平成30年改正法附則第22条第1項 の規定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u> までの各年度分の都市計画税については、法附 則第25条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する平成30年度から<u>平成32</u> 年度までの各年度分の都市計画税の特例)
- 第 18 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年 度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農 地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度 分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3(第 19 項を除く。) 又は法附則第 15 条から第 15 条 の3までの規定の適用を受ける農地であるとき は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次 の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同 表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市計画 税額(以下「農地調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市計画税額 とする。

省略

(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以 降の各年度分の都市計画税の特例)

第19条 1 省略

2 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32 <u>年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、前項 の規定により羽曳野市税条例附則第7条の9の 規定の例により算定した当該市街化区域農地に 係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化 区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年 度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化 区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき価格の3分の2の額に100分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区 域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(<u>第19項</u>を除く。) <u>又は法</u>附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受ける 街化区域農地であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化 区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市計画 税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税 額」という。)を超える場合には、当該市街化 区域農地調整都市計画税額とする。

3 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に 係る平成30年度から令和2年度までの各年度 分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該 市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街 化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格の3分の2の額に10分 の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当 該年度分の固定資産税について法第349条の 3(第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農 地であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に 係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる べき額とした場合における都市計画税額に満た ない場合には、前項の規定にかかわらず、当該 都市計画税額とする。

第 20 条~第 21 条 省略

(個人の市民税の税率の特例等)

第22条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

以下省略

市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

3 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に 係る平成30年度から平成32年度までの各年度 分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該 市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街 化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格の3分の2の額に10分 の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当 該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域 農地であるときは、当該額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき額とした場合における都市計画税額に満 たない場合には、前項の規定にかかわらず、当 該都市計画税額とする。

第20条~第21条 省略

(個人の市民税の税率の特例等)

第 22 条 平成 26 年度から<u>平成 35 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。

以下省略

新

(羽曳野市税条例の一部改正)

第2条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例 第28号)の一部を次のように改正する。

(中略)

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) (2) 省略
- (3) 削除
- (4) 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改 正後の羽曳野市税条例(次項及び第3項におい て「2年新条例」という。)第27条第5項の規 定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2年度以後の年度分の個人市民税に係る申告書 を提出する場合について適用し、同日前に当該 申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年 度分までの個人市民税に係る申告書を提出する 場合については、なお従前の例による。
- 2 <u>2年新条例</u>第28条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき羽曳野市税条例第27条第1項に規定する給与について提出する<u>2年新条例</u>第28条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 2年新条例第28条の3第1項の規定は、附則 第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支 払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法 律(平成31年法律第7号)第1条の規定による 改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以 下この項において「新所得税法」という。)第 203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得 税法第203条の7の規定の適用を受けるものを

旧

(羽曳野市税条例の一部改正)

第2条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例 第28号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、 寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

(中略)

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) (2) 省略
- (3) 第2条中羽曳野市税条例第14条の改正規定 及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第 2 条<u>(前号に掲げる改正規定を除く。)</u>及 び附則第 5 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改 正後の羽曳野市税条例(次項及び第3項におい て「<u>令和2年新条例</u>」という。)第27条第5項 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に 令和2年度以後の年度分の個人市民税に係る申 告書を提出する場合について適用し、同日前に 当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和 元年度分までの個人市民税に係る申告書を提出 する場合については、なお従前の例による。
- 2 <u>令和2年新条例</u>第28条の2第1項(第3号に 係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受ける べき羽曳野市税条例第27条第1項に規定する 給与について提出する<u>令和2年新条例</u>第28条 の2第1項及び第2項に規定する申告書につい て適用する。
- 3 <u>令和2年新条例</u>第28条の3第1項の規定は、 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後 に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正す る法律(平成31年法律第7号)第1条の規定に よる改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。 以下この項において「新所得税法」という。) 第203条の6第1項に規定する公的年金等(新 所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも

除く。)について提出する2年新条例第28条の 3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 削除

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条 第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条 (附則第1条第1号に掲げる規定を除く。)の規 定による改正後の羽曳野市税条例(以下「元年 新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境 性能割に関する部分は、令和元年 10 月 1 日以 後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課 する軽自動車税の環境性能割について適用す る。
- 2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関 する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動 車税の種別割について適用する。

以下省略

のを除く。)について提出する令和 2 年新条例 第28条の3第1項に規定する申告書について 適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改 正後の羽曳野市税条例第14条第1項(第2号に 係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後 の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお 従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- (附則第1条第1号に掲げる規定を除く。)の規 定による改正後の羽曳野市税条例(以下「令和 元年新条例」という。)の規定中軽自動車税の 環境性能割に関する部分は、令和元年 10 月 1 日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対し て課する軽自動車税の環境性能割について適用 する。
- 2 令和元年新条例の規定中軽自動車税の種別割 に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽 自動車税の種別割について適用する。

以下省略

新

附則

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 1 省略

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規 定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻た ばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、羽曳野 市税条例第 93 条の2 の規定にかかわらず、当 該各号に定める税率とする。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 平成 30 年 4 月 1 日から<u>令和元年 9 月 30</u> 日まで 1,000 本につき 4,000 円

3~12 省略

- 13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1 項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する 売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者 等又は小売販売業者がある場合において、これ らの者が所得税法等改正法附則第52条第12項 の規定により製造たばこの製造者として当該紙 巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たば この製造場から移出したものとみなして同項の 規定によりたばこ税を課されることとなるとき は、これらの者が卸売販売業者等として当該紙 巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等 である場合には市の区域内に所在する貯蔵場 所、これらの者が小売販売業者である場合には 市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を 直接管理する営業所において所持されるものに 限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したも のとみなして、市たばこ税を課する。この場合 における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡 したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数 とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につ き 1,692 円とする。
- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定 により市たばこ税を課する場合について準用す る。この場合において、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。

第5項 前項 第13項

附則

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 1 省略

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規 定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻た ばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、羽曳野 市税条例第 93 条の 2 の規定にかかわらず、当 該各号に定める税率とする。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30</u> <u>日</u>まで 1,000本につき4,000円

3~12 省略

- 13 平成 31 年 10 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定す る売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業 者等又は小売販売業者がある場合において、こ れらの者が所得税法等改正法附則第52条第12 項の規定により製造たばこの製造者として当該 紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造た ばこの製造場から移出したものとみなして同項 の規定によりたばこ税を課されることとなると きは、これらの者が卸売販売業者等として当該 紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者 等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場 所、これらの者が小売販売業者である場合には 市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を 直接管理する営業所において所持されるものに 限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したも のとみなして、市たばこ税を課する。この場合 における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡 したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数 とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につ き 1,692 円とする。
- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定 により市たばこ税を課する場合について準用す る。この場合において、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。

第5項 前項 第13項

| | | 附則第 20 | 附則第 20 条第 14 項 | |
|---|-----|---------|----------------|--|
| 条 | | 条第4項 | において準用する同 | |
| | | | 条第4項 | |
| | | 平成 28 年 | 令和元年 10 月 31 日 | |
| | | 5月2日 | | |
| | 第6項 | 平成 28 年 | 令和2年3月31日 | |
| | | 9月30日 | | |
| | 省略 | | | |

| | 附則第 20 | 附則第 20 条第 14 項 | |
|-----|---------|------------------|--|
| | 条第4項 | において準用する同 | |
| | | 条第4項 | |
| | 平成 28 年 | 平成31年10月31日 | |
| | 5月2日 | | |
| 第6項 | 平成 28 年 | 平成 32 年 3 月 31 日 | |
| | 9月30日 | | |
| 省略 | | | |

以下省略

以下省略

新

旧

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)~(3) 省略

(4) 第1条の2の規定及び第3条中羽曳野市税 条例等の一部を改正する条例(平成27年羽曳野 市条例第19号)附則第5条第7項の表第10条 第3号の項の改正規定(「第96条第1項」を 「第81条の6第1項の申告書、第96条第1 項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条 の2及び第4条の規定 令和元年10月1日

第2条 省略

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の羽 曳野市税条例(附則第4条において「元年新条 例」という。)第21条の規定は、附則第1条第 4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事 業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始す る連結事業年度分の法人の市民税について適用 し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民 税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人 の市民税については、なお従前の例による。

第3条・第3条の2 省略

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 元年新条例の規定中軽自動車税の環境性 能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げ る規定の施行の日以後に取得された3輪以上の 軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能 割について適用する。
- 2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以下省略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

(1)~(3) 省略

(4) 第1条の2の規定及び第3条中羽曳野市税 条例等の一部を改正する条例(平成27年羽曳野市条例第19号)附則第5条第7項の表第10条 第3号の項の改正規定(「第96条第1項」を 「第81条の6第1項の申告書、第96条第1 項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条 の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

第2条 省略

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の羽曳野市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第21条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条・第3条の2 省略

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性 能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げ る規定の施行の日以後に取得された3輪以上の 軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能 割について適用する。
- 2 <u>31 年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成 32 年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成 31 年度</u> 分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以下省略

新 旧 附則 附則 (施行期日) (施行期日) 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める日から施行する。 じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 省略 (1) 省略 (2) 附則第3条の規定 今和元年10月1日 (2) 附則第3条の規定 平成31年10月1日 (3) 省略 (3) 省略 (市民税に関する経過措置) (市民税に関する経過措置) 第2条 この条例による改正後の羽曳野市税条例 第2条 この条例による改正後の羽曳野市税条例 の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元 の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 年度以後の年度分の個人の市民税について適用 31 年度以後の年度分の個人の市民税について し、平成 30 年度分までの個人の市民税につい 適用し、平成30年度分までの個人の市民税に ては、なお従前の例による。 ついては、なお従前の例による。 以下省略 以下省略

站

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成30年10月1日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 第2条中羽曳野市税条例第93条第3項の 改正規定 令和元年10月1日
 - (4) 第1条中羽曳野市税条例第13条第1項及 び第3項並びに第44条第1項の改正規定並 びに同条に3項を加える改正規定並びに次条 第3項の規定 令和2年4月1日
 - (5) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定令和2年10月1日
 - (6) 第1条中羽曳野市税条例第14条の改正規定(第1号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第19条及び第22条の改正規定並びに同条例附則第3条の改正規定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日
 - (7) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定令和3年10月1日
 - (8) 第5条の規定 令和4年10月1日
 - (9) 省略

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の 羽曳野市税条例の規定中個人の市民税に関する 部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民 税について適用し、平成30年度分までの個人 の市民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第 6 号に掲げる規定による改正後の羽曳 野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分 は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税に ついて適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民 税については、なお従前の例による。
- 3 省略
- 第3条~第5条 省略

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30</u> 日までの間における前条第4項の規定の適用に ついては、同項の表第10条第3号の項中「第 81条の6第1項の申告書、第96条第1項」と IΒ

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成30年10月1日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 第2条中羽曳野市税条例第93条第3項の 改正規定 平成31年10月1日
 - (4) 第1条中羽曳野市税条例第13条第1項及 び第3項並びに第44条第1項の改正規定並 びに同条に3項を加える改正規定並びに次条 第3項の規定 平成32年4月1日
 - (5) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定定 平成32年10月1日
 - (6) 第1条中羽曳野市税条例第14条の改正規定(第1号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第19条及び第22条の改正規定並びに同条例附則第3条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
 - (7) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定定 平成33年10月1日
 - (8) 第5条の規定 平成34年10月1日
 - (9) 省略

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の 羽曳野市税条例の規定中個人の市民税に関する 部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市 民税について適用し、平成30年度分までの個 人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第 6 号に掲げる規定による改正後の羽曳 野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分 は、<u>平成 33 年度</u>以後の年度分の個人の市民税 について適用し、<u>平成 32 年度分</u>までの個人の 市民税については、なお従前の例による。
- 3 省略
- 第3条~第5条 省略

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」と

あるのは、「第96条第1項」とする。

第7条 省略

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第8条 令和2年10月1日前に売渡し等が行わ れた製造たばこを同日に販売のため所持する卸 売販売業者等又は小売販売業者がある場合にお いて、これらの者が所得税法等改正法附則第 51条第9項の規定により製造たばこの製造者と して当該製造たばこを同日にこれらの者の製造 たばこの製造場から移出したものとみなして同 項の規定によりたばこ税を課されることとなる ときは、これらの者が卸売販売業者等として当 該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等で ある場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、 これらの者が小売販売業者である場合には市の 区域内に所在する当該製造たばこを直接管理す る営業所において所持されるものに限る。)を 同日に小売販売業者に売り渡したものとみなし て、市たばこ税を課する。この場合における市 たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものと みなされる製造たばこの本数とし、当該市たば こ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場 所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法 施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務 省令第25号。附則第10条第2項において「平 成30年改正規則」という。)別記第2号様式に よる申告書を令和2年11月2日までに市長に 提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、令 和3年3月31日までに、その申告に係る税金 を施行規則第34号の2の5様式による納付書 によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合 には、前3項に規定するもののほか、第3条の 規定による改正後の羽曳野市税条例(以下この 項及び次項において「2年新条例」という。) 第10条、第96条第4項及び第5項、第98条 の2並びに第99条の規定を適用する。この場 合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 2年新条例第97条の規定は、販売契約の解除 | 5 32年新条例第97条の規定は、販売契約の解除

あるのは、「第96条第1項」とする。

第7条 省略

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行わ れた製造たばこを同日に販売のため所持する卸 売販売業者等又は小売販売業者がある場合にお いて、これらの者が所得税法等改正法附則第 51条第9項の規定により製造たばこの製造者と して当該製造たばこを同日にこれらの者の製造 たばこの製造場から移出したものとみなして同 項の規定によりたばこ税を課されることとなる ときは、これらの者が卸売販売業者等として当 該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等で ある場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、 これらの者が小売販売業者である場合には市の 区域内に所在する当該製造たばこを直接管理す る営業所において所持されるものに限る。)を 同日に小売販売業者に売り渡したものとみなし て、市たばこ税を課する。この場合における市 たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものと みなされる製造たばこの本数とし、当該市たば こ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場 所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法 施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務 省令第25号。 附則第10条第2項において「平 成30年改正規則」という。)別記第2号様式に よる申告書を平成32年11月2日までに市長に 提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平 成33年3月31日までに、その申告に係る税金 を施行規則第34号の2の5様式による納付書 によって納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合 には、前3項に規定するもののほか、第3条の 規定による改正後の羽曳野市税条例(以下この 項及び次項において「32年新条例」という。) 第10条、第96条第4項及び第5項、第98条 の2並びに第99条の規定を適用する。この場 合において、次の表の左欄に掲げる 32 年新条 例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

その他やむを得ない理由により、市の区域内に 営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製 造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ 税を課された、又は課されるべきものの返還を 受けた卸売販売業者等について準用する。この 場合において、当該卸売販売業者等は、施行規 則第16条の2の5又は第16条の4の規定によ り、これらの規定に規定する申告書に添付すべ き施行規則第16号の5様式による書類中「返 環の理由及びその他参考となるべき事項 | 欄 に、当該控除又は還付を受けようとする製造た ばこについて第1項の規定により市たばこ税が 課された、又は課されるべきであった旨を証す るに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製 造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様 式による書類をこれらの申告書に添付しなけれ ばならない。

第9条 省略

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第10条 令和3年10月1日前に売渡し等が行わ れた製造たばこを同日に販売のため所持する卸 売販売業者等又は小売販売業者がある場合にお いて、これらの者が所得税法等改正法附則第 51条第11項の規定により製造たばこの製造者 として当該製造たばこを同日にこれらの者の製 造たばこの製造場から移出したものとみなして 同項の規定によりたばこ税を課されることとな るときは、これらの者が卸売販売業者等として 当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等 である場合には市の区域内に所在する貯蔵場 所、これらの者が小売販売業者である場合には 市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管 理する営業所において所持されるものに限 る。)を同日に小売販売業者に売り渡したもの とみなして、市たばこ税を課する。この場合に おける市たばこ税の課税標準は、当該売り渡し たものとみなされる製造たばこの本数とし、当 該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円 とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場 所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30 年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>令和</u> 3年11月1日までに市長に提出しなければなら ない。

その他やむを得ない理由により、市の区域内に 営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製 造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ 税を課された、又は課されるべきものの返還を 受けた卸売販売業者等について準用する。この 場合において、当該卸売販売業者等は、施行規 則第16条の2の5又は第16条の4の規定によ り、これらの規定に規定する申告書に添付すべ き施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返 環の理由及びその他参考となるべき事項 | 欄 に、当該控除又は還付を受けようとする製造た ばこについて第1項の規定により市たばこ税が 課された、又は課されるべきであった旨を証す るに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製 造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様 式による書類をこれらの申告書に添付しなけれ ばならない。

第9条 省略

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行 われた製造たばこを同日に販売のため所持する 卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合に おいて、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者 として当該製造たばこを同日にこれらの者の製 造たばこの製造場から移出したものとみなして 同項の規定によりたばこ税を課されることとな るときは、これらの者が卸売販売業者等として 当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等 である場合には市の区域内に所在する貯蔵場 所、これらの者が小売販売業者である場合には 市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管 理する営業所において所持されるものに限 る。)を同日に小売販売業者に売り渡したもの とみなして、市たばこ税を課する。この場合に おける市たばこ税の課税標準は、当該売り渡し たものとみなされる製造たばこの本数とし、当 該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円 とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場 所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30 年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>平成</u> 33年11月1日までに市長に提出しなければな らない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令</u> 和 4 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金 を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書 によって納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 4 条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下この項及び次項において「3 年新条例」という。)第 10 条、第 96 条第 4 項及び第 5 項、第 98 条の2 並びに第 99 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 33 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる 33 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 3年新条例第97条の規定は、販売契約の解除 その他やむを得ない理由により、市の区域内に 営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製 造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ 税を課された、又は課されるべきものの返還を 受けた卸売販売業者等について準用する。この 場合において、当該卸売販売業者等は、施行規 則第16条の2の5又は第16条の4の規定によ り、これらの規定に規定する申告書に添付すべ き施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返 還の理由及びその他参考となるべき事項」欄 に、当該控除又は還付を受けようとする製造た ばこについて第1項の規定により市たばこ税が 課された、又は課されるべきであった旨を証す るに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製 造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様 式による書類をこれらの申告書に添付しなけれ ばならない。

以下省略

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平</u> 成34年3月31日までに、その申告に係る税金 を施行規則第34号の2の5様式による納付書 によって納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 4 条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下この項及び次項において「33 年新条例」という。)第 10 条、第 96 条第 4 項及び第 5 項、第 98 条の2 並びに第 99 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 33 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる 33 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 33年新条例第97条の規定は、販売契約の解除 その他やむを得ない理由により、市の区域内に 営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製 造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ 税を課された、又は課されるべきものの返還を 受けた卸売販売業者等について準用する。この 場合において、当該卸売販売業者等は、施行規 則第16条の2の5又は第16条の4の規定によ り、これらの規定に規定する申告書に添付すべ き施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返 還の理由及びその他参考となるべき事項」欄 に、当該控除又は還付を受けようとする製造た ばこについて第1項の規定により市たばこ税が 課された、又は課されるべきであった旨を証す るに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製 造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様 式による書類をこれらの申告書に添付しなけれ ばならない。

以下省略

新

ĺΗ

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 省略
 - (2) 第1条中羽曳野市税条例第23条の改正規 定並びに同条例附則第5条の4、第6条及び 第6条の2の改正規定並びに次条第2項から 第4項までの規定 <u>令和元年6月1日</u>

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の 規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「新 条例」という。)の規定中個人の市民税に関す る部分は、<u>今和元年度</u>以後の年度分の個人の市 民税について適用し、平成30年度分までの個 人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第 23 条並びに附則第 5 条の 4 及び第 6 条の 2 の規定は、<u>令和 2 年度</u>以後の年度分の個 人の市民税について適用し、<u>令和元年度</u>分まで の個人の市民税については、なお従前の例によ る。
- 3 新条例第23条第1項及び附則第6条の2の規 定の適用については、<u>令和2年度分</u>の個人の市 民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

| 第 23 条第 1 項 | 同条第 2 項に規 定する特例控除 対象寄附金 | げる寄附金(<u>令和</u> <u>元年6月1日</u> 前 に支出したもの |
|----------------|-------------------------------|--|
| | | に限る。)又は同 条第2項に規定 する特例控除対 象寄附金 |
| 74 DI 25 C | 比加州人业各中 | 沙 <u>佐014</u> 夕の7 <u>佐</u> |
| 附則第 6 | 特例控除対象寄 | |
| 条の2 | 附金 | 1項第1号に掲げ |
| | | る寄附金(<u>令和元</u> |
| | | <u>年6月1日</u> 前に |
| | | 支出したものに |

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 省略
 - (2) 第1条中羽曳野市税条例第23条の改正規 定並びに同条例附則第5条の4、第6条及び 第6条の2の改正規定並びに次条第2項から 第4項までの規定 <u>平成31年6月1日</u>

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の 規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「新 条例」という。)の規定中個人の市民税に関す る部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の 市民税について適用し、平成 30 年度分までの 個人の市民税については、なお従前の例によ
- 2 新条例第 23 条並びに附則第 5 条の 4 及び第 6 条の 2 の規定は、平成 32 年度以後の年度分の 個人の市民税について適用し、平成 31 年度分 までの個人の市民税については、なお従前の例 による。
- 3 新条例第23条第1項及び附則第6条の2の規 定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の 市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

| tota | - 4 th | - 4 44 · |
|---------|-----------|------------------|
| 第 23 条第 | 同条第 2 項に規 | 同条第 1 項に掲 |
| 1項 | 定する特例控除 | げる寄附金(<u>平成</u> |
| | 対象寄附金 | 31年6月1日前 |
| | | に支出したもの |
| | | に限る。)又は同 |
| | | 条第 2 項に規定 |
| | | する特例控除対 |
| | | 象寄附金 |
| 附則第 6 | 特例控除対象寄 | 法第314条の7第 |
| 条の2 | 附金 | 1項第1号に掲げ |
| | | る寄附金(<u>平成</u> |
| | | 31年6月1日前 |
| | | に支出したもの |

| | 限る。)又は特例 控除対象寄附金 | | | に限る。)又は特 例控除対象寄附 金 |
|----|---------------------|--|----|--------------------------|
| 送付 | 送付又は羽曳野 | | | |
| | 市税条例の一部 | | 送付 | 送付又は羽曳野 |
| | を改正する条例 | | | 市税条例の一部 |
| | (平成 31 年羽曳 | | | を改正する条例 |
| | 野市条例第 16 | | | (平成 31 年羽曳 |
| | 号)附則第2条第 | | | 野市条例第 16 |
| | <u>4 項</u> の規定によ | | | 号) <u>附則第 4 項</u> の |
| | りなお従前の例 | | | 規定によりなお |
| | によることとさ | | | 従前の例による |
| | れる同条例第 1 | | | こととされる同 |
| | 条の規定による | | | 条例第 1 条の規 |
| | 改正前の羽曳野 | | | 定による改正前 |
| | 市税条例附則第 | | | の羽曳野市税条 |
| | 6条第3項の規定 | | | 例附則第6条第3 |
| | による同条第 1 | | | 項の規定による |
| | 項に規定する申 | | | 同条第 1 項に規 |
| | 告特例通知書の | | | 定する申告特例 |
| | 送付 | | | 通知書の送付 |

4 省略

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分 は、令和元年度以後の年度分の固定資産税につ いて適用し、平成30年度分までの固定資産税 については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分 は、令和元年度分の軽自動車税について適用 し、平成30年度分までの軽自動車税について は、なお従前の例による。

4 省略

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分 は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税に ついて適用し、平成30年度分までの固定資産 税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分 は、平成31年度分の軽自動車税について適用 し、平成30年度分までの軽自動車税について は、なお従前の例による。